

6-3	VI 485
511	

公立大学管理法案に関する附説明資料

公立大学管理法案は、その立法趣旨において、国立大学管理法案と同じく、「公立大学の自治を尊重し、公立大学の行政に民意を反映せしめて、公立大学の適正な管理を図ることを目的とする」ものであります。従つて、この法律案の形式も、国立大学管理法案と同様になつております。公立大学の評議会、教授会等はつぎのとおりで、国立大学管理法案の規定をそのまゝ適用したところであり、その趣意も同様であります。

公立大学は、地方公共団体が設置する大学でありますので、公立大学の管理、運営については、公立大学と文部大臣、公立大学と設置者たる地方公共団体との関係において、国立大学の場合と趣を異にいたしますので、この点について特別の規定を設けるとともに、現在十七校ある公立の短期大学にも教授会を置くことを規定してゐるのであります。

公立大学の管理運営につきましても、各公立大学及び設置者たる各地方公共団体の特殊性を尊重すべきであることはいうまでもありませんが、わが国の現状においては、最少限度の規制を法律によつて定めることを要すると思われ、そのと、文部省に公立大学審議会を置くについては法律を必要としたし、その法律案を立案した次であります。公立大学管理法案につきましても、全国の公立大学が組織する団体である公立大学協会にあり、かねて研究してきたところであり、文部省にあり、これは、公立

大学協会側と協議の上、この法案を立案いたしました。

以下この法案の内容の概要についで説明申し上げます。

第一に、公立大学について、文部省に公立大学審議会を置くことにいたし、委員の数は国立大学審議会と同じく二十人で、公立大学の学長の互選する者五人、日本学術会議の推薦する者四人、学識経験者五人が文部大臣によつて委員に任命されるのであります。国立大学審議会と異なるのは、公立大学を設置する地方公共団体の長の代表者が五人加はることあります。

文部大臣が、公立大学に関する法令の立案その他公立大学に関する重要事項について基本方針を決定する場合には、公立大学審議会の意見を聞かなければならないこととなつてゐるのであります。

文部大臣と公立大学との関係は、国立大学の場合とは直接的ではありません。国立大学審議会の場合のようには審議会が議決を経なければならぬこととはせず、意見を聞かぬ

このことによつて、文部大臣が公立大学に関して行う行政に十分公立大学側の意向や学識経験者の見識が反映され、その適正を期することになると思ふのであります。

次に公立大学の行政に民意を反映させる機関として、国立大学の評議会に相当する機能をもち管理機関は、公立大学評議会であり、これが国立大学管理法案上最も異つ

ていさふありす。

公立大学の場合、国立大学の場合と異なり、各大学にそれぞれ参事会を設けることと
せず、公立大学を設置する地方公共団体に、^{（例）}一つの公立大学参事会を置くこととし、公立
大学の学長、教授、一般の学識経験者等^{（十人以内）}を組織することとし、地方公共団体
の長が当該公立大学に関する條例、規則の立案、公立大学関係の予算案の編成その他第
一條に掲げてありするよう重要な事項を行う場合には、公立大学参事会の意見を聞か
なければならぬこととして、公立大学の管理運営に關し十分この参事会の意見が反映
されることとする。ことに、学長その他の大学の重要な規則の制定、人事の基準に關する
事項等重要な事項を行うに當つては、この参事会の意見を聞かねばならぬこととして、学
長の行う大学行政への及意の反映を圖つたのであります。その他、公立大学参事会は、
公立大学の教育、研究に關する重要な事項について地方公共団体の長の諮問に答へ、これ
に對して建議し又は学長の求めに依り又は自ら進んで意見を述べることかができることと
いたしたのであります。

評議會、教授会の組織、権限並に学長、学部長等の任期、職務等については、国立大
学の場合と同様であります。

公立大学管理法案に於きましても、前述の如く法律で規定する事項は必要最少限度に止
り、その他のことは各地方公共団体及び各大学の特殊事情に依り、條例や大学の規則で
自由に定められることとしてゐる次第であります。

